

ネット上の誹謗中傷等に対応するための緊急提言

令和6年2月20日
自由民主党 政務調査会
情報通信戦略調査会
ネット上の誹謗中傷等対策小委員会

誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は大きな社会問題であり、その対策は急務である。

深刻化するインターネット上の誹謗中傷に対し、本小委員会では、令和3年6月に「ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言」を、令和4年5月に「ネット上の誹謗中傷対策にかかる提言」を取りまとめた。これらを踏まえ、悪質な誹謗中傷を発信する者の特定を容易にする裁判手続の導入を含む改正プロバイダ責任制限法や、侮辱罪の法定刑の引上げを含む改正刑法が施行されるなど、一連の対策は、誹謗中傷等の違法・有害情報の被害の救済や抑制に貢献していると考えられる。

しかしながら、こうした対策の後も、SNSのダイレクトメッセージ機能やいわゆる「分散型SNS」を悪用した誹謗中傷等、手口が巧妙化する中で、誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報に関する相談件数が依然として高止まりしているなど、誹謗中傷等の違法・有害情報の流通は引き続き大変深刻な課題であり続けている。また、近時では、令和6年能登半島地震に伴い、救助活動の妨げとなり得る真偽の不確かな情報が拡散し、社会を混乱させる事態が発生するなど、我が国においても偽・誤情報の問題が顕在化している。

こうした諸点に対応するにあたっては、特に、誹謗中傷された被害者が誹謗中傷等に対峙するに際し、社会的、経済的な理由により全ての国民が裁判を行うことができるわけではなく、裁判上の救済が万能ではないことに十分配慮すべきである。また、SNSの多くが、情報の閲覧数が多くなるほどより多くの金銭的・精神的な報酬が得られる仕組みを具備しており、閲覧数を得ることを目的とした刺激的な情報の発信を誘引する構造となっていることにも十分配慮すべきである。さらに、一般にSNS上の誹謗中傷に対して認められる損害賠償額が僅少であり、被害者の救済や加害者の抑止の点から大きな課題ではないかとの指摘もある。

こうした諸点に対応するため、表現の自由を最大限考慮しつつ、これまでの取り組みの効果を可能な限り定量的に把握した上で、早急かつ実効的に取り組みを進めていくべき内容を取りまとめる。

対策1 違法情報等の流通によって発生する権利侵害等への対処

誹謗中傷等の情報の流通による被害の発生を低減や早期回復を可能とするためには、迅速な削除が極めて重要であるが、裁判手続による削除は、被害者にとって金銭的、時間的に利用のハードルが高い。よって、プラットフォーム事業者

自身による削除が迅速かつ適切に行われるようにすることが必要であり、そのために必要な制度整備を行うこと。その際、特に、誹謗中傷等により被害を受けた小中学生の救済が適切に行われるように配慮すること。

また、プラットフォーム事業者による削除について、権利の救済と表現の自由の尊重の双方の観点にかんがみ、その基準や運用状況を明らかにさせることで、国民・利用者の監視のもとその適正化を図ることが必要であり、そのために必要な制度整備を行うこと。さらには、プラットフォーム事業者により自治体の公式アカウントが一時的に凍結され、非常時含め広報に支障が出ていることを重大に受け止め、プラットフォーム事業者によるアカウント停止や凍結について、その基準や運用状況を明らかにさせるなど、その適正化を図るために必要な制度整備を行うこと。

その際、インターネット上でどのような情報を流通させることが、現行の法令に違反したり、権利を侵害したりするおそれがあるのか、プラットフォーム事業者の対応の促進の観点や、インターネット利用者のリテラシー向上の観点から、ガイドラインを策定するなどして明確化を図ること。

対策2 リテラシー教育の更なる充実

これまでの提言においても、リテラシーの向上等に向けた取組を推進してきた。近年、SNSの利用が国民生活に急速に浸透している現状を踏まえると、従来の方法では対応しきれないということを十分に意識する必要がある。このため、成長過程にある子どもが安心・安全に利用できるよう、リテラシー教育等が一層重要となることは言うまでもない。さらに、SNSの利用が低年齢化していることも踏まえると、低年齢のうちからしっかりとリテラシー教育等を行っていく必要がある。

そこで、GIGA スクール構想が実現し、低学年からネット利用を行なう中で、小中高における年代に合わせた情報モラル教育について学習指導要領のさらなる実施を図るとともに、若者の SNS の利用の現状を踏まえた適切な教育や教員研修の強化を進めること。

また、加害者にも被害者にもならないようにする観点から、SNS上で安易に誹謗中傷等を発信することが、場合によっては法令違反となり得る可能性もあることを含め、特に未来ある子どもを中心に、全世代に向けた情報モラル教育・リテラシー向上のための周知啓発を行うこと。

このほか、現在少年院等で実施し効果を上げているインターネットリテラシーの指導の活用を含め、指導等の在り方について検討を進めていくこと。

対策3 被害の深刻化を防ぐための相談体制の充実・強化

誹謗中傷による被害を受けている方の中には、小中学生の子どもがいることを意識する必要がある。SNSの利用により被害を受けた子どもたちが相談しやすい環境整備を図ることが急務である。

まず、現在すでに利用されている相談窓口が複数ある中、どの窓口から相談したとしても十分な救済が行われる実質的な「窓口の一本化」体制を整備すること

を前提に、相談窓口の利用について、例えば、Web 等による相談窓口はもとより、チャットボット等 AI を活用するなど、心理的、金銭的、時間的なハードルを可能な限り下げること。あわせて、これらの相談窓口や苦情処理の方法について、小中高校生、大学生など若者層や、これら若年層の保護者にも伝わるよう、例えばインターネット上における広報など、その充実を図ること。また、被害者にとって身近な警察、学校、地方自治体の窓口などからネット上の誹謗中傷に関する相談窓口へ直ちにご案内ができ、相談できるように関係機関の連携を一層強化すること。

ネット上の誹謗中傷で被害を受けて困っている方が気軽に相談できるよう、警察へ通報・相談しやすい気運の醸成や環境整備等を推進するとともに、ネットに関する相談対応や苦情処理手続の充実強化を一層図ること。また、被害者に身近な存在である最寄りの警察署等における対応体制を強化し、被害届を適切に受理するとともに、積極的に捜査を実施すること。警察庁・警視庁・各道府県警察本部及び検察庁において、ネット上の誹謗中傷等の被害者救済に向けた専門的な対応体制を強化すること。

対策4 発信者情報開示制度等の適切な運用

これまでの提言を受け、令和4年10月に施行された改正プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示に関する新たな裁判手続について、主たる裁判地である東京地裁の開示裁判手続件数が改正前に比べ約5倍となるなど、着実に成果を上げている。引き続き、その後の運用状況を俯瞰し、更に利用しやすいものとするため、その導入によって裁判の件数や裁判に要する期間等がどれくらい変化したかといった効果を継続して定性的・定量的に検証した上で、不断の見直しを行うこと。

また、日本において継続的にサービスを提供している海外 SNS 事業者等について、日本の司法手続による救済を実効的に担保しておくことが必要であり、これまでの提言を受け、未登記であった外国会社のうち、令和3年12月時点で電気通信事業者の届出がなされたものすべてが休廃止又は登記を行うに至った。引き続き、関係省庁で連携して海外 SNS 事業者等についての実態を継続的に把握し、必要とされる会社法における外国会社登記を徹底すること。会社法では登記義務違反は「過料に処する」とされていることから、規定の実効性を高めるべく外国会社の登記義務違反に対して適切に対処するとともに、必要がある場合には追加的な制度整備について検討すること。

対策5 時代の進展にあわせた抑止力をもたせるための刑事法等の適切な執行

これまでの提言を受け、侮辱罪の法定刑の引き上げを含む改正刑法が令和4年7月に施行されたところ、その適切な運用を図るとともに、その引き上げによる効果について定性的・定量的に検証を行うこと。さらに、安易な誹謗中傷等の発信を防ぐ観点から、諸外国における動向も注視し、法執行の実効性の確保の在り方、必要に応じて適切な犯罪類型の在り方も含め、不断の見直しを検討するこ

と。

対策6 偽・誤情報への対応

ネット上で社会・経済に深刻な影響を与え得る偽・誤情報が流通している実態や要因を、事業者へのヒアリング等を通じて的確に把握・分析するとともに、情報の発信者・伝送者・受信者などの情報流通に関わる各主体が偽・誤情報対策に果たすべき役割・責任を明確にすべく、議論・検討を進めること。

その上で、事後的に正確な情報を使って訂正しても偽・誤情報を正しいと誤解し続ける認知的傾向があることにも留意しつつ、接触・拡散に対する予防的措置としてのリテラシーの向上、事業者のビジネスモデルに起因する課題への対応を含め、ネット上で流通する偽・誤情報への具体的な対応の在り方を検討し、順次その実施を図ること。

その際、令和6年能登半島地震に伴う事業者の取組状況に関するフォローアップを引き続き実施するとともに、周知広報や技術を活用した対策も含め、被災者対策の観点からの取組を進め、それらの成果を今後の災害対応にも活かすこと。

また、文字情報に留まらず、AIの活用による人物の偽画像については、偽情報の信憑性を著しく高めるなど、影響が深刻となる可能性があり、そうした特徴を踏まえた対応が必要である。こうした点も含め、どのような偽・誤情報を流通させることが、現行の法令に違反したり、権利を侵害したりするおそれがあるのか、インターネット利用者のリテラシー向上の観点や、プラットフォーム事業者の対応の促進の観点から、ガイドラインを策定するなどして明確化を図ること。

上記の早急かつ実効的に進めるべき対策について、可能な範囲で、本通常国会に提出が予定されているプロバイダ責任制限法改正案に盛り込むことを求める。その上で、対策の取組状況を継続的にフォローアップし、その結果を踏まえ、一層の取組強化に向け、更なる提言等の必要な措置を行うこととする。